

国旗・国歌の強制と徳富蘆花の謀反論

佐々木 享

石原都政の下の東京都教育委員会が卒業式などの学校行事に際して、国旗掲揚と君が代の斉唱を教職員に強制し、従わなかった者を処罰している。この措置は良心の自由を踏みこむものだと、厳しい争点になっている。

これについてわたくしは、徳富蘆花の「謀反論」演説を思い起こす。

少年の頃からのわたくしにとっての徳富蘆花は、たしか中学校一学年か二学年の頃、胸をわくわくさせて夢中になって読んだ「思い出の記」の記憶で満たされている。「不如帰」や「自然と人生」を読んだのは、もっと後である。しかしもっと後のある時期に「謀反論」を読んでから、わたくしは蘆花をそれまでとは違った目で見ようになった。

1911（明治44）年1月24日に、天皇暗殺を企てたという世紀のでっち上げ事件で社会主義者幸徳秋水ら12名が死刑に処せられた。この大逆事件の後、生まれたばかりの日本の労働運動、社会主義運動はしばらく逼塞（ひっそく）状況となった。このことは、近代日本の暗い1頁としてよく知られている。

ところで、幸徳秋水らの死刑が執行されて僅か8日後の2月1日に、徳富蘆花は第一高等学校（一高）の講堂で教職員生徒を前にして「謀反論」と題した演説をした。

蘆花は、生徒たちに明治維新を思い起こさせ、維新を前にして戦い死んでいった志士たちは、身を挺して国を救おうと真剣に生きた人びとだったと語り始めた。その意志を貫くために、彼らは時の為政者をも敵とすることもおそれなかったから、いわば謀反人たちだ

った。そして、命を惜しまないたぐさんの謀反人たちの力で明治政府が成立したのだと語りかけ、謀反することをおそれてはならないと語った。そのあげくに蘆花は、幸徳秋水ら謀反人の死刑は死刑ではなく暗殺だと喝破し、彼らを暗殺した政府の者たちは天皇に対する不忠者だと語った。

この演説は秘話ではなく、よく知られた事実である。演説をした蘆花本人もこういう演説をさせた責任者であったはずの校長新渡戸稲造もなんら処分されなかった。蘆花について詳細な評伝を書いた中野好夫は、彼が天皇に忠実だったことははっきりしているにしても、処分されなかった理由はよく分からない、と書いている。

蘆花の演説は、いまでは岩波文庫『謀反論・他六編』（初版は1976年）に収録されているから誰でも読むことができる。（岩波文庫に入っているのは、演説の記録ではなく、蘆花自身の演説草稿である。）蘆花の論理でいえば、石原知事はもとより、他ならぬ天皇に面と向かって国歌・国旗を強制させることを得意げに語った米長邦雄氏をはじめ、処分を強行して憚らぬ都教委の面々はさしずめ不忠者ということになる。（10月30日の『朝日新聞』社説は米長氏の行為をたんに「軽率だった」と書いている）。忠義立っているつもりのは蘆花の演説を読んでいなかったのかもしれない。そうでなければ、思想信条の自由を謳いあげている日本国憲法が生きている21世紀に、国歌を歌わなかったというだけで処分するなどということは考えられない。

（技教研研任委員）